

第4回新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会  
議事録

日時：平成25年11月19日（火）14：31～15：55

場所：東海大学校友会館 望星の間

出席者：山本内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、下村文部科学大臣、櫻田文部科学副大臣、  
富岡文部科学大臣政務官、大垣委員、門永委員、久間委員、角南委員、野間口委員、  
橋本委員、原山委員、森田委員

内閣府 倉持政策統括官、森本審議官、他

文部科学省 戸谷官房長、土屋科学技術・学術政策局長、吉田研究振興局長、他

オブザーバー：

内閣官房 北川行政改革推進本部事務局参事官

総務省 田原情報通信国際戦略局技術政策課長

厚生労働省 中山大臣官房厚生科学課研究企画官

農林水産省 松尾農林水産技術会議事務局技術政策課長

経済産業省 吉野産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省 植村総合政策局技術政策課技術開発推進室長

環境省 吉川総合環境政策局総務課環境研究技術室長

1. 開会
2. 報告書案についての審議
3. 閉会

【配布資料一覧】

資料1 成長戦略のための新たな研究開発法人制度について（案）

参考資料 新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会の開催について

【門永座長】 時間になりましたので、始めたいと思います。

本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会、第4回目を始めます。

これまで二人の有識者の方と、5人の委員の先生方にヒアリングをさせていただくなど、新たな研究開発法人制度のあり方について議論を深めてまいりました。本日は懇談会としての報告書案について最終的な議論を行いたいと思います。

懇談会を始めるにあたりまして下村文部科学大臣、山本科学技術政策担当大臣からご挨拶をいただきたいと存じます。なお、櫻田文部科学副大臣、富岡文部科学大臣政務官は遅れてご出席される予定です。

それでは、下村大臣、お願いいたします。

【下村大臣】 文部科学大臣の下村博文でございます。本日は、大変ご多忙のところを本懇談会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

研究開発法人は我が国の成長戦略上、イノベーション創出を担う機関として極めて重要であると認識しております。研究開発法人には厳しい国際競争の中、世界的な成果の創出が求められるわけではありますが、これまでの懇談会においては現在の独法制度では限界があり、このままでは欧米の一流研究所を超えることはなく、躍進する中国の国営研究所に一挙に追い抜かれるという危機感を共有されていると伺っております。私としては山本大臣と緊密に連携を図りつつ、研究開発成果の最大化を可能とする新たな研究開発法人制度の創設に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

皆様方におかれましても、我が国を世界で最もイノベーションに適した国にするため、新たな研究開発法人制度のあり方について大所高所からのご意見を賜りますようお願い申し上げます。まず冒頭私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【門永座長】 下村大臣、ありがとうございました。続きまして、山本大臣、お願いいたします。

【山本大臣】 科学技術政策担当大臣の山本一太でございます。皆様におかれましては大変ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本懇談会、ほとんど出席させていただいておりますが、今回で4回目ということで、今日は報告書を取りまとめる予定だと聞いております。

下村大臣のおっしゃったことについて細かく付け加えることはありませんが、下村大臣は文

部科学大臣という今重責を担っておられまして、科学技術イノベーションを担当している。私は科学技術政策担当大臣として、やはりこの科学技術イノベーション推進に力を注いでまいりました。その二人が力を合わせて安倍内閣の成長戦略を後押しする。科学技術イノベーションをコアとしてこの経済再生を果たしていく。この安倍総理の道筋を下村大臣とスクラムを組んで、しっかりと実現するために新しい研究開発法人を創る、こういう目標を掲げて、この懇談会を大変異例ですが下村大臣と私、二人の大臣の下に立ち上げさせていただきました。

先ほど下村大臣がおっしゃったように新しい研究開発法人は今の独法制度から一步踏み出た形で創らなければならない、このように下村大臣と私は認識を共有しております。今日も是非活発なご議論をいただき、是非とも世界最高水準のイノベーションが起こるような国になるような、そうした安倍総理の方針に従って、是非ともご結論を出していただきますように心からお願いを申し上げたいと思います。以上です。

【門永座長】 山本大臣、ありがとうございました。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いします。

【森本審議官】 配布資料は議事次第にございますとおり資料1と参考資料を配布させていただいております。落丁、乱丁等ございましたら事務局にご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

【門永座長】 冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。カメラ撮影関係者はご退出をお願いします。

(カメラ退出)

【門永座長】 これまでの議論を基に事務局に報告書案を作成してもらいましたので、これをご議論いただきたいと思います。まず事務局から報告書案の説明をお願いいたします。

【土屋局長】 それでは、お手元の資料の1でございますが、報告書の案について御説明させていただきますと存じます。

最初のページ、表紙をめくっていただくと目次がついてございますが、「はじめに」から始まりまして「結論」まで5章構成で案を作らせていただいております。なお、参考資料には各先生からこの懇談会においてプレゼンテーションをいただきました資料をつけさせていただいております。

もう1枚めくっていただきまして、1ページ、「はじめに」のところからの御説明をさせていただきます。最初の3行でございますが、「世界で最もイノベーションに適した国」を創り

上げると安倍総理が宣言されましたこと。具体的には高付加価値を生み出すイノベーションの創出の基盤である科学技術の振興が我が国の生命線である。それは厳しい国際競争の中で実現しなければならないという、この研究開発法人制度の大命題を書かせていただいております。

第2パラグラフは「しかしながら」ということで、科学技術の現状について書いてございます。現状については、御案内のとおり新興国の台頭あるいは欧米諸国の政策強化という厳しい国際競争が現在起きておりますが、その中で我が国は世界における存在感を失いつつあるという認識を示しております。

このことは単純になかなか難しいわけですが、論文の引用度、トップ10%あるいはトップ1%論文数のいずれも世界シェアあるいは世界ランクが低下しているということからも、その存在感の低下というトレンドは伺えるものでございます。

それから、一番下のパラグラフでございますが、2ページの最初にある図を見ていただきながらお読みいただきたいと思っております。世界の論文数と各国間における国際共著論文のものを1998年と2008年比較を行ったものでございます。

国際共著論文数は各国間をつなぐ線の太さ、論文数は丸い部分でございます。これを見てお分かりのとおり日本もそれなりに増えてはおりますが、欧米あるいはその他諸国に比べて増え方が少ないことが一目で見てとれると思っております。我が国の科学技術力の相対的低下、あるいは我が国がグローバル化の流れから外れているということが非常に顕著に分かるかと思っております。

2ページに入らせていただきます。特に科学技術の世界では国際的頭脳循環、ブレーン・サーキュレーションが進み、人材獲得競争が極めて激化しているところでございますが、海外の優秀な研究者が日本で研究を行うことが少ないだけでなく、逆に我が国の優秀な研究者が次々に海外に流出している状況があり、優秀な研究人材の“輸出入”という言葉でいえばそのバランスは極めて悪い状況になっております。

したがって、手をこまねいては欧米の一流研究所を超えることがないばかりか、躍進する中国の研究所に一気に追い抜かれるという状況に来ておまして、こういう状況の中ではもはや個々の研究者あるいは研究機関の奮起では克服不可能な状況にあると言わざるを得ない状況にあります。

すなわち既存の制度の中でやれることをやるということではなく、やるべきことをやれる制度が求められているという状況にあります。特に新たな研究開発法人につきましては国家戦略に基づき、大学あるいは企業では取り組み難い課題に取り組む機関ということであり、イノベ

ーションを推進するにあたって、我が国の成長戦略上極めて重要な役割を担っているところでございます。

新たな研究開発法人がいかんなく国際レベルの研究成果を出し、総理が掲げられた目標に近づける、実現するためには何が必要かという観点でこの懇談会は議論を重ねていただきました。というのが「はじめに」でございます。

3ページから第2章でございますが、新しい研究開発法人制度の「あるべき姿」ということでございます。第1パラグラフの後半でございますが、現行の独法制度、これは主として定型的な業務を効率的、効果的に実施することを主眼として、定量的な目標設定と、その達成度の評価を行うという枠組みになっており、この結果、大臣の関与は極力抑制するというのが現在の独法制度でございますが、この独法制度とは目標の設定の仕方、また評価の仕方、その手法、大臣関与の在り方といった制度の根幹に関わる部分が大きく異なるという御議論がありました。

また、新たな研究開発法人は、先ほど申し上げましたように国家戦略の実施機関であり、国家戦略の遂行のため、急速に変化する世界の研究動向等の情勢を踏まえ、主務大臣が状況に応じて的確な指示を行うことが必要であると考えます。このため大学の自治の下、研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に基づく研究を行う。そういう大学とはマネジメントのあり方が異なるということでございます。

以上を踏まえて、新しい研究開発法人の「あるべき姿」を3ページの中段から11項目でございますが書いてございます。7ページまででございます。

(1)は「制度目的」。新たな研究開発法人制度は、研究開発成果の最大化を目的とすべき。

(2)として、「法人の位置づけとミッションの明確化」でございます。先ほど申し上げたとおり、新たな研究開発法人は大学や企業では取り組みにくい研究開発を国家戦略として実施する機関であることを明確化する。同時に各法人が担う個別のミッションも明確化することが必要でございます。

(3)でございますが、「新たな研究開発法人制度の対象」。どういう機関をこの制度の対象にするかということでございます。この制度の対象は厳しい国際競争の中、世界的な成果が求められる創造的業務を担う法人を対象とすることが適当である。したがって、現在、研究開発力強化法により研究開発法人として指定されている法人が37ございますが、全てが含まれるわけではないということになります。どの法人がこの制度の対象になるかについては、本懇談会の趣旨を踏まえ、慎重に検討されるべきであるということでございます。

(4)の「目標設定」でございます。主務大臣は各法人に対しまして科学技術基本計画などの国家戦略を踏まえて中期的な戦略目標、以下、中期戦略目標と言ひ換えさせていただきますが、その提示を主務大臣は行ふ。この中期戦略目標の設定にあたって、その際、主務大臣は司令塔である総合科学技術会議の意見を聴いて設定をする。

その目標設定でございますが、研究開発の予測不可能性等の特性を踏まえて、定量的な達成目標を設定することは困難な場合もあり、目標は課題解決型とする。

中期戦略目標の期間は、法人の特性に応じて設定することになりますが、研究開発の長期性から見て最大で7年までの設定を可能とすることが適当ではないかということでございます。

また法人の長は主務大臣が提示されます中期戦略目標を踏まえ、その戦略目標を達成するための中期戦略計画を策定する、こういうことで法人運営が行われることとなります。

(5)「評価」でございます。研究開発の成果は国際水準をリードすることが求められるわけでございますので、新規性あるいは革新性を勘案した専門的評価を行うことが必要である。これを通じて国際水準をリードするということになるわけでございます。その際、課題に対して研究成果がソリューションの提供になっていることを確認することが重要であるということでございます。

また、評価でございますが、過去にどのような活動を行って目標を達成したかという達成度評価に終始するのではなく、むしろ未来に向けて、そこまでの成果が更に将来どのような成果、結果に結びついていくのかという先を見通した評価がより重要である。

5ページに入らせていただきます。これらの評価結果を資金配分あるいは組織運営などに反映する取り組みが必要であるということでございます。

なお以下は、研究者にとってでございますが、今申し上げたような国際水準に基づく専門的な研究評価を受け、その研究評価結果が処遇に反映されることとなりますから、現在よりもより厳しい研究環境、競争環境に研究者は置かれることとなります。

また、法人の長のマネジメント能力の評価でございますが、評価にあたっては多面的かつ厳格に評価することは当然でございますが、特に研究者の能力を最大限に発揮させるマネジメントを行ったかどうかという点が肝要であるということでございます。仮にマネジメント能力が期待に達しないと判断される法人の長は速やかに交代すべきということでございます。

次に総合科学技術会議でございますが、総合科学技術会議が共通的なガイドラインとして示す評価指針を作成し、その提示を受けた主務大臣はその評価指針を踏まえた評価を具体的に行

うこととなります。この際、主務大臣は外部有識者によって構成される審議会の意見を踏まえる。その際、外国人についてもこの評価のための審議会の委員に任命することができるようにするというものでございます。

主務大臣は評価した結果を総合科学技術会議に報告し、総合科学技術会議では評価指針の改定あるいは中期戦略目標設定の際の参考とするという案でございます。

法人におきましては、毎年自己評価を実施する。法人の長がその結果を主務大臣に報告するわけですが、主務大臣が行う評価は1年に1回なのか2年に1回なのか、あるいは研究の成果に応じた評価を行うかということは各法人のミッションに応じてそのタイミングを設定することが適当であるということでございます。

また、目標期間終了時におきまして主務大臣は国家戦略の徹底が行われたか。あるいは更なる成果の最大化が可能かどうかといったような観点。また研究開発の長期性あるいは予見不可能性といった特性も踏まえながら評価を行い、法人の在り方についても検討を行うというものでございます。

(6) 「国家戦略の徹底」ということでございます。法人におきましては法人の長の幅広い裁量権を確保して、主体的な組織運営を可能とすることがまず大前提でございますが、他方で急速に変化する研究動向等の調整を踏まえ、研究開発の具体的目標、現在設定されている目標の妥当性を検証するということを通じまして、主務大臣が状況に応じた的確な指示を行う。こういうことによりまして、研究開発を国家戦略に基づいて的確に実施することが可能となる、そういうことが行われる。以上の仕組みによりまして主務大臣と法人の長が一体となって状況の変化に応じた機動的かつ柔軟な研究開発の運営が可能となるというものでございます。

(7) 「国際的頭脳循環への対応」でございます。人事制度の改革あるいは柔軟な給与設定などによりまして、世界の頭脳が日本を魅力あふれる研究の現場であると実感できる環境を整備するなど、国際的頭脳循環に対応することが必要というものでございます。これによりまして国際競争力の高い人材を研究開発法人が確保することが可能になります。その際、給与水準を国家公務員並びとすることは求めないということがポイントと考えます。

(8) でございます。「柔軟かつ弾力的な予算執行」でございます。研究開発は予見不可能性が高く、また研究開発の動向、諸情勢を踏まえて的確な運営が必要でございますので、柔軟かつ弾力的な予算執行を担保すべきである。

研究開発にかかる予算については、理想としては単年度主義の例外ということがあるわけで

ございますが、まずは取り組むべき柔軟かつ弾力的な予算執行を担保する、より一層の制度的な工夫がなされるべきということでございます。

その際、資金の繰越を柔軟化あるいは研究開発活動の進展に応じた機動的な進捗調整を可能としたり、自己収入の獲得を奨励などによりまして、研究開発活動や環境整備に法人の長の裁量により再投資することが可能な仕組みを構築することが必要というご提案です。

7ページに入りまして(9)です。「迅速かつ効果的な調達」でございます。最先端の研究設備・機器というものを世界に先駆けてスピーディに開発、導入することができる仕組みというものは国際競争力の強化に直結した緊急に手を打つべき重要課題であります。ただ、現状、我が国の場合は日本の政府調達は効率が悪いと評価を受けておりまして、イノベーションの阻害要因の一つと指摘されています。政府調達に準じて研究開発法人に課せられているいくつかの制約を緩和し、随意契約基準の設定など、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を可能とすべきであります。

(10)「透明性の確保」でございますが、当然のことながら国民への説明責任を果たすため、情報公開の取り組みが求められます。ただ、研究の特性を踏まえて厳しい国際競争を勝ち抜き、国益につなげるという観点からはオープン・クローズ戦略が必要となり、その実践をし、機微な情報の取り扱いについての的確に判断、取り扱うことが必要である。

最後でございます。(11)ですが、制度の運用でございます。研究開発の特性を踏まえた運用を行うことによりまして費用対効果を向上させるため、制度面の改革と併せて運用面の改善を図る必要があるという指摘でございます。

8ページに今申し上げたことの基本スキームの案を書いております。独立行政法人制度の前提であるものについては定常的業務に関する定量的な目標設定。これに対して研究開発を行う法人は研究開発の目標を踏まえて、創造的業務である研究開発の課題解決型の目標設定を行う。

また、評価については独法制度の前提は達成度評価であります。研究開発法人については国際的な動向・水準を踏まえた専門的な評価を行い、研究目標が達成できなくても世界トップの成果を上げていれば高い評価といったような的確な評価を行うことが必要ということを整理してございます。

また、主務大臣の関与についてはそこに書いてあるとおりでございます。

9ページが現在の独法制度に研究開発法人が置かれている際の問題点でございます。何度か

申し上げておりますが、独法制度は業務の効率的・効果的实施を目的としておりますので、独法原理に基づく法令、閣議決定、制度運用などが行われて（１）～（５）までの問題が発生しております。

まず（１）ですが、目標設定とか評価、先ほど申し上げたとおりですが、研究の特性を踏まえた制度になっていないので、研究成果の最大化が図られない。もっと研究成果の最大化が図られるのではないかという問題意識でございます。

（２）は評価のところですが、外形的標準を重視した達成度評価というものが行われておりまして、研究開発の成果に対する専門的評価や将来についての評価が適切に行われておりません。この結果、世界情勢の急激な変化あるいは予測もしなかった成果の発現に対しまして、研究開発の方向転換、重点のシフトを促す戦略性を重視した評価が行われたいという問題です。

（３）は優秀な研究者や指導者の獲得に関してです。この競争はますます厳しくなっております。独法原理から給与水準は公務員並び、理事長の給与は事務次官の給与の範囲などなどの条件があり、優秀な海外の研究者を獲得できないだけでなく、優秀な日本人研究者が海外へ流出するという状況も発生しております。

（４）の自己収入に関してですが、これを獲得した場合、その分、運営費交付金が減額される仕組みであって、自己収入増大のインセンティブがわからない状況にあります。中期目標を超える繰越も柔軟に行えないという状況にあります。

（５）、最後ですが、調達に関して自由度が少なく、大きく時間をロスするケースがございます。

こういうことから、10ページでございますが、3行目の後半ですが、独法制度が創設されてから現在まで既に10年以上経過しております。この間、さまざまな努力が行われてまいりましたが、その結果、現実はどうなっているかといえば、現場からは効果的な研究開発の推進を阻害する多数の課題があるという指摘があります。こういうことを踏まえて、この懇談会で研究機関の理事長あるいは理事長経験者の方々から御意見をいただいておりますが、「理事長には裁量が与えられ、勇気があればできる」と言われるものの、現実にはそれを許さない「見えざる大きな壁」があるといった点。あるいは次から次に生じるこの種の問題を突破するには、交渉と調整に多大な労力と時間を必要とし、成果を出す、最大化するという最も重要なマネジメントに必ずしも集中できないといった指摘などがございます。

こういうことを踏まえて、下3行ですが、現在の法体系の中の運用改善では抜本的な対応が

困難であって、研究成果を最大化することを目的とする新しい制度の下で対応すべきであるという結論づけができるかと思えます。

11ページですが、「独法制度の趣旨と研究開発の特性」でございます。独法制度は先ほど申し上げましたとおり平成13年の中央省庁等改革の一環として業務の効率性と質の向上を図ることが目的で設立され、(2)にありますように、その際、制度設計のモデルは公的部門の財政コストを下げるためにつくられましたイギリスのエージェンシー制度がモデルとなりました。これは効率化の数値目標を設定し、実施過程の裁量を拡大する一方、その達成度を自己評価するもので、定型的業務の効率化を狙いとしたものでございます。

(3)は、それに対して研究開発の特性でございます。そこに書いていますような特性がありますので、定量的な目標あるいは達成度の測定は困難であり、こういう特性を持つ研究開発法人についても独法制度を適用してしまったことが先ほど指摘した問題を生じさせているということでございます。

(4)にありますように、現在、我が国は世界的な成果が高付加価値を生むイノベーションが求められており、その役割を担う研究開発法人は投入資金をいかに減らすのではなく、インプットが一定でもアウトプットをいかに大きくしていくかという視点に立った制度が必要であるということでございます。

最後、12ページでございます。結論ですが、最初の第1パラグラフは、現行の独法制度は、制度の根幹に関わる部分が研究開発の成果を最大化するためにはなじまない。また、研究開発の特性を踏まえた運営に改善すべく独法創設以来10年以上の努力が払われたが、現場からは今なお抜本的改革を求める声が絶えない。ということ踏まえまして、世界で最もイノベーションに適した国をつくるため、既存の独法制度を前提として、どう特例規定を設けるかということではなく、成長戦略に資するイノベティブなゼロベースの行政改革を断行し、投入予算に対して最大の成果を得ることを目的とする新しい法制度である「国立研究開発法人制度」を創設すべきということでございます。

その際、第2章で述べた「あるべき姿」の要件を満たすことが重要である。また、独法制度に直接関連しない他の諸制度の運用によって生じております種々の制約については、新しい法人制度の創設だけでは必ずしも解決しないということで、制度設計段階においてビルトインしておくことが必要。

それから、一番最後でございますが、新しい次元の研究開発体制に移行し、我が国の研究開

発力の抜本的強化につなげることにより、科学技術イノベーションを成長戦略の中心に据えるという安倍内閣の方針を大きく前進させるための政治決断が今求められているというものでございます。報告書案でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。先ほど櫻田副大臣、富岡政務官が来られましたので、議論に入る前に一言ご挨拶をお願いします。まず、櫻田副大臣お願いいたします。

【櫻田副大臣】 お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は本当にご多忙な中をご苦労さまでございます。

総理が提唱します世界で最もイノベーションに適した国を創り上げるためには、成長戦略に資する行政改革が必要だと考えているところであります。我が国のイノベーション創出を促進するためには、新しい研究開発法人の制度について自由闊達なご議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【門永座長】 ありがとうございます。続きまして富岡政務官お願いいたします。

【富岡政務官】 政務官の富岡です。委員の皆様には大変お忙しい中、いつも活発な議論をいただきましてありがとうございます。ずいぶん煮詰まってきたなという印象を持っております。どうぞこれからもご議論をよろしくお願い申し上げます。

【門永座長】 ありがとうございます。それでは、議論に入りたいと思います。始まる前に、これについてはもう5年ぐらい議論してきたよねという声も聞こえましたが、いかがでしょうか。

橋本委員。

【橋本委員】 ずいぶんしっかりとまとめていただいて、どうもありがとうございます。よくできているのでいいと思うのですが、「はじめに」の内容に気になるところがあるので、もしまだ可能でしたら少し直していただきたいと思います。

「はじめに」には、今我が国の問題点としてトップ論文の話、それから国際共著の論文のことが事例として書かれています。ここは読むときにすごく目が行くところであり、それゆえ、メッセージ性もここに出てくると思います。これが出てきているのは、総理の「世界で最もイノベーションに適した国」という中で、それを国際競争の中で実現しなければならないということで、国際的な中において我が国の研究の位置が下がってきているということに警鐘を鳴らすための文章だということにはよく分かります。しかしながら、両方ともこれは論文です。

今、論文至上主義が非常に問題になっているというところがあります。大学の国際化を問題

とするときはこの事例はいいと思いますが、これは独法研究所のことですので。実は今私たちが思っているのは、研究開発法人がやっていることと大学がやっていることがグーッと近寄り過ぎていくということであって、その一つが論文至上主義です。ですので、この問題を書くときやはりどんどん論文を書けばいいのではないかというように、間違ったメッセージが出てしまう。産総研はもとより理化学研究所においても野依理事長は今ここを非常に気にされていて、私の知る限り論文でなくともっと違ったところの重要性を、もちろん論文も重要ですが、論文プラスやはり国家戦略としての研究の重要性ということ、これはNIMSもそうですが、その辺が今非常に強調されているところです。それですので、やはりこの事例だけでは良くないというか、少しトーンを弱めるというか、そのような必要があるように思います。

何があるかと考えてみましたら、例えば国際的競争の中でということを行うのであれば、外国人研究者の割合とか、あるいは特にマネージャーに外国人がいるかなどがあるのではないのでしょうか。これは我が国はずいぶん遅れているのだと思いますし、具体的な数字として簡単に出てくるのではないかと思います。

あるいは民間資金がどれくらい入ってきているか。この割合もすぐ数字が出てくるのではないかと思います。我が国はここが落ちているというのも明確だと思いますので。というようなことがあげられるかだと思います。

それから、あとは目標設定とか評価のあり方について、例えば評価のあり方が国際的なレビューに入っていないという問題が明確にあります。そういうのがなぜ来ないかというとき、やはり独法の通則法においては外国人の登用がなかなか難しいという論にそのまま展開すると思います。そういうのを頭に出して、それでだから新たな制度が必要だ、こういう論理に少し変えていただいたほうがよろしいかと思いました。以上です。

**【門永座長】** ありがとうございます。野間口委員。

**【野間口委員】** 今、橋本先生が指摘された点は、私もまったくそのとおりでと思います。先生が挙げられた点に加えて、特許があると思います。先生がおっしゃったように大変分かりやすく、また説得性も出てきた、よくまとめていただいたと思います。ただ、何回も申しましたけれども、私は基本的には、そもそもの建て付けの問題が一番大きかったと思います。初回、両大臣よりご挨拶いただいた中で意気込みを語っていただきましたが、そのことを考えると、1ページ目の最初の3行、12ページの最後の3行、これだけでもいいのではないかと個人的には思います。

それでは、報告書案の記載について、何点か申し上げたいと思います。

2ページ目ですが、下から7行目です。「やれることをやるのではなく、やるべきことをやれ」、これはまさに大変いい捉え方をしていただいたと思います。ここのところは大変納得しました。

それから、4ページ目の中ほどです。「研究開発の特性から、定量的な達成目標を設定することは困難な場合もあり、目標は課題解決型とする」とありますが、この表現ではエクスキューズの感じがします。目標解決型の研究はうんぬんかんぬんと理由を言わなければいけないようなものでなく、最後の方にあるように、予見を超えるような成果が出るとか、具体的、定量的な目標を定めるのになじまないの課題解決型が良いというふうにポジティブな表現にした方が良くと思います。

それから、6ページ。前回も申し上げましたけれども、確かに国際的な頭脳循環についてはこのとおりでいいと思いますが、国内における大企業や地方の公設研等の国内の頭脳循環については、これは尚書きでもいいですから、人事制度の改革、柔軟な給与設定があればできるはずですから、そういう点もしっかりと配慮しているということを記載いただきたいと思います。現行の記述では、やはり江戸表の意見になります。日本全体の活性化、これが成長の大きな力になると思いますので、今度の新しい法律では、その点もしっかりと配慮しているというのが分かる形にした方がいいと思います。

それから、7ページでオープン・クローズ戦略を取り上げている。このとおりです。日本はこれまで産業界も含めて、あまりにもお人好しだったと思いますので、この辺はきちんとやっていく必要があるのではないかと思います。

それから最後のところ、12ページの「他の諸制度の運用等によって」というところではありますが、いろいろ書きにくいと思いますが、例えば寄付ですね。研究機関や大学への寄付、これがもっと活発になるためには、税制などいろいろな制度上の問題があるのではないかと思います。国立研究法人などは国民がこれはいいのができたとなると、従来のレベルよりかなり寄付が集まるのではないかという気がします。国民の支援が集まるような仕組みにもつながるのだというような記載があってもいいのではないかと思います。以上でございます。

**【門永座長】** ありがとうございます。野間口委員からご発言いただいたところで、私から野間口委員に質問です。10ページで、現行の独法制度の枠組みの中ではいろいろやってもなかなか限界があるという箇所です。前回、野間口委員からその実情を吐露していただいて、その

ほかにも野依先生ほか、こういうことをおっしゃる方はいらっしゃるわけです。まず、一つはこの程度の書き方で十分それが伝わっているかということ。

それから、もう一つは今の枠組みの中の改善を続けていけばまだまだ行けるのではないかという見方と、それがもうかなりやれることは全部やって限界に来ているという見方と二つあると思います。それで、ここの報告は後者のスタンスをとっているわけですが、そういうことも踏まえるとこれで十分かということ。更に何かあるということであればご意見をいただきたいと思います。

**【野間口委員】** 10ページの記述については、よく反映していただいていると思います。従来の枠組みでもいいのではないかということに対しては、何度も言うておりますように、そもそもその建て付けが問題なのです。効率化を視点とするような運営の中に入って、それで新しいことをやれという建て付けそのものに問題があると思っておりますので、新しい入れ物にきちっとすべきだと思います。最初の3行と最後の3行で突破していただきたいと思います。

**【門永座長】** ありがとうございます。久間委員。

**【久間委員】** 5ページに総合科学技術会議の記述があります。総合科学技術会議が関与することは、非常に重要だと思います。総合科学技術会議に、多くの法人情報が入ってくる仕組みを作れば、例えば、理研のよい制度や産業界との連携状況等を産総研へ、また、その逆に産総研の情報を理研にアドバイスするなど、情報を共有することができると思います。2つ目のポイントは、法人であろうと、研究者であろうと、重要なことはそれぞれの役割と権限と責任を明確にすることです。前回、話が出ましたが、まずは、法人の中で自己評価をし、その後、外部評価を行う2段階の評価が大切だと思います。この2段階評価を、どのように具体化するのでしょうか。

**【門永座長】** 事務局、お願いします。

**【土屋局長】** 今、久間先生から御質問いただきました件は、今御指摘いただいた5ページの下の方に、まず法人の中で行う自己評価のことについて書いてあります。ここは自己評価ですから比較的短い期間を設定しながら、的確に達成できているか、進捗しているか。あるいは改善点は何であるかといったことを実施機関としてチェックをしていくことが必要だろうと思っています。

ただ、上位の主務大臣の評価については、ちょうど法人の自己評価の後に書いてありますように、それぞれのミッションに応じてロングレンジであるとか、あるいは非常に激しく国際間

で競争が行われているとか、そのミッションに応じて、どのタイミングで大臣の評価を入れていくかというのはそれぞれに応じて違うのではないかと。そこは一律に決めるのではなくて、ミッションごとに的確なタイミングで大臣の評価を入れていくということが適当ではないかということで、この報告書の案を作らせていただいています。

【門永座長】 よろしいですか。

大垣委員。

【大垣委員】 今回の議論と少しつながることですが、私の感じではこの3ページの「あるべき姿」の(1)～(6)までの一つの流れは大変よくできているのではないかと思います。よくできているということを確認した上でですが、例えば4ページの一番下のほうにあるように、「目標に対する過去の活動の達成評価に終始するのではなく、そこまでの成果が更に将来に結びつく」という将来への投資あるいは将来の方向を決めるという形で評価が行われるべきなのが本来の姿です。この精神はまったくこのとおりで結構ですが、今のご質問と関連しますが、制度設計のときに、この精神がきちんと生きるような具体的な制度設計が必要だと思います。この報告はこれでももちろんいいのですが、先ほどの主務大臣との関係とか、法人の中での評価のあり方等はまた改めてきちんと整理を、統一的にするならば整理をしないといけないかなと感じております。

【門永座長】 ありがとうございます。関連して私から1点あります。野依先生が来られてご意見をいただいた時にこのことを強調されました。では、どうやって将来を見据えた評価ができるのかという話もございました。絶対的にこれがいいの悪いのという評価はできないし、将来について確実なことは誰にも分からない。ですから、そのときのベストエフォートと申しますか、英知を集めて、そこで判断をして決めるしかない、というやり方だと思います。

非常に不確実性の中で評価をすることになりますので、制度として何か書いたものにして、それに照らして評価していこうというのにはなかなかなじまないと思います。ですから、その精神を生かして、そういうやり方で不確実性の中で評価していく。この精神はきちんと制度設計の中に盛り込んでいただきたいと思います。

原山委員。

【原山委員】 ここでの委員としての役割は、理想的な研究開発法人とはどのようなものを議論して意見を出すということで、アイデアを出すということで、この1番からずっと何番までかの項目、かなり密度の高いものが書かれていると思います。特にですが、なかなか現在

の独法の中では突破できない話というのが中期計画、中期目標が固定的なものであって、ひとたび決めたものに対して途中で変更することができない。しかも期間を例えば5年としますと、かなり長いわけです。何かというと環境変化のスピードがあまりにも加速度的に行われているので、その中の5年というのはかなり長いわけです。

この中で私としては非常に重要だと思うのが、6ページで書かれているところですが、環境変化に合わせて変更することができる。アダプテーションを可能にする制度にするというのは非常に大きな意味のあるものだと私は認識しております。

それがポジティブな点ですが、それと同時に評価というもののあり方を見直すということがまさに独法制度のあり方を全面的に見直すというやり方であって、今の議論もありますが、今何重層にもなっているわけです。その何重層階層というものをもっとシンプルにして、かつ中身のある評価にする。ということは何かということ、評価の結果はその法人そのものの運営の仕方、行動の仕方を更に高めていく方向に持っていく評価にあるということが重要であって、それはこれまでにない視点だと思います。これは罰するという、よくできなかつたら×ですという話ではなくてポジティブに評価にしていくことは非常に重要なことだと思っております。

それから、ちょっと危惧する点というか、細かい点は事務方に追って議論させていただきたいと思いますが、一つは評価のところで課題解決型にシフトするということは、いわゆる基本計画の中でも課題解決型にシフトしている。それに沿った形だと思いますが、一つそれに対する結果をどういうふうに見ていくか。ここに書かれているのは、4ページのところではソリューションとなっているかということを確認するということです。ソリューションというのは社会的課題に対しては独法だけでは解決できないわけです。ですので、このソリューションというのはどこまで踏み込んだことを考えるのか。負担が重すぎるような受け止め方をここでしてしまうので、体に合った形の評価ができるようなことを書かなければいけないかと思っております。

それからソリューションと将来に結びつける成果ということとちょっと矛盾するところがあるのでどっちを取るのか、どちらが優先するかは詰めなくてはいけないかと思っております。

同時に、この中で私が個人的に一つ欠けているアイテムがあると思うのはガバナンスに対する言及です。法人の中でもマネジメントに対しては意図的に言及していなかったということをお岡本委員ですか、おっしゃっていました。その点を明文化することもかなり必要ではないかと思われま。それは何かということ、現行の法人の中で法人の長が一生懸命頑張っているのですが、個人的な踏ん張りできくものではないわけであって、ルールのものに落とし込

む必要がある。それに対して言及するのが一つかと思います。

その大きな一つというのが人事に関することです。法人の長に何を求めるか。人事評価をどのような体制でしていくか。それに対するアイテムはいくつかありますが、主たる項目の中で補足的に書かれているので、やはり一つ大きな項目立てが必要かなと私自身は思います。

新たな法人の中での法人の長の責任というのはこれまで以上に重たくなるわけですから、重たくなる長に対してどのような形でその方を選び、どのような形でその方を評価していくかはやはり明文化することが必要かと思います。

それから、世界的な動向を見ていると、アメリカのエージェンシーを見ているとどちらかというとオープンデータの流れになっているのが現状です。その流れはアメリカのみならず欧米、インドにおいてもパブリックファンディングされた研究成果についてのオープン化というのが今の流れになっているわけです。その流れに相反する、逆行するようなことに捉えられないような形で書かなければいけないのかなというのが一つあります。

それから最後の1点ですが、前回も私が提起させていただいたのはファンディングエージェンシーの位置づけです。今日の理想像というのは研究開発をする主体としての法人のことが書かれているわけであって、必ずしもこの議論はファンディングエージェンシーにはフィットしない。オーバーラップする部分もありますが、全てが全てではない。ということは、今回の議論は研究開発を実施する機関を対象としたという理解にするのか、あるいはファンディングエージェンシーも含めてであればそれなりの項目というのが、スペシフィックなものが必要ではないかと思います。以上です。

**【門永座長】**      ありがとうございます。今の原山委員のご質問に対して事務局から何か現時点でのレスポンスはございますか。

**【土屋局長】**      今、原山先生が幾つか御指摘された一番最後のファンディングエージェンシーの取り扱いですが、この制度の対象をどうするかというのは、この報告書の案にも書かせていただいたように、今日議論していただいたことを踏まえて、これから具体的に決めていくのだらうと思っておりますが、基本的にこの制度は世界と闘う研究環境をどうつくるかということなので、その研究を実際に直接やっているところをイメージしております。そうするとファンディングエージェンシーはそのサポートというか、そういう機関になりますので若干間接的な関係になるのではないかと私は個人的には考えております。

**【原山委員】**      であれば、その旨を書きしておく必要があるのかなと。既存の研究開発独法が

三十いくつありますというのがあって、それに対して今の制度では限界があるので新たなものを、そういう論調で書いていますよね。ということは、その土俵の上にファンディングエージェントも入っているということになってしまうので、初めからそれを想定しないのであれば、やはり切り分けて考えることが必要なという、ロジックの話です、単純に。

【門永座長】 ありがとうございます。

【土屋局長】 あとで座長を含めてご相談させていただきたいと思いますが、基本的にはその方向にさせていただければと考えます。

【門永座長】 今37法人がありますけれども、現在の枠組みの中でその特性の幅は非常に広いわけです。ですから、全部が全部すっぽりこの中に入るというわけではないということも書かれています。

ほかにかがでしょうか。久間委員。

【久間委員】 法人のアウトプットを最大化するには、評価とともに目標設定が大切です。4ページに「研究開発の長期性に鑑み、最大で7年までの設定を可能とする」という言葉は、捉え方によっては誤解をまねくと思います。といいますのは、7年自由にやりなさいととらえると、昔の10年の国家プロジェクトのように、10年間、結局、役に立たない研究も出てくると思います。ですから、7年がいいと思いますが、途中で、ホールドポイントにおいて、評価していくかが重要です。そのホールドポイントで加速、減速、中止などを行う制度です。

それから、その2行上に「目標は課題解決型」とありますが、課題解決型とはどういう意味でしょうか。出口を明確にするということでしょうか。

【土屋局長】 今、久間先生から御指摘のあった2点のうちの最初の1点ですが、7年の件ですけれども、研究プロジェクトの中で7年ぐらいのものは、全部が全部そうではないですが、そういうものもあるので、少し長期的な研究チームを結成できるような、フォーメーションができるような設定が必要だろうと思います。

ただ御懸念というか、御指摘いただいたように7年間、じゃあお任せしますということではなくて、先ほど主務大臣のところまで出てまいりましたが、主務大臣は大きな目標設定をするわけですから、当該機関の進捗状況はもちろんです、世界の動向であるとか、全体の経済・社会が向いている方向を踏まえて、現状がどう適切になっているか、そのチェックは常時入れることになると思いますので、7年間完全にお任せということにはならないと考えております。

それから、課題解決の課題ですが、到達すべき目標ということで、おっしゃるとおり出口と

言えば出口になると思います。どういうことを達成するか、実現するかというビジョンというか目標になると思います。その課題、ビジョンを達成する、実現するためのソリューションを提供するのが研究開発という頭の整理で、報告書全体を作っています。

【門永座長】 角南委員。

【角南委員】 もう皆さんおっしゃったとおりで、あまり付け加えることはないですが、我が国の研究開発投資の多くは産業界が担っているので、最初の「はじめに」のところの、これは橋本先生もおっしゃったようにサイエンスのレベルの問題だけが書かれていて、国研としての我が国の産業界の研究開発を支援する役割もあるわけで、例えば民間企業の研究開発を巡る情勢を加えるとよりよいバランスになるのではないのでしょうか。

次に、環境問題など社会のニーズがあります。これについても研究開発法人がきちんと応えるということで、社会からの期待感というのも是非入れていただきたいと思います。産業界に対するミッションと、それから社会的なミッションを是非入れるような書き方にしていればと思います。

【門永座長】 ありがとうございます。山本大臣。

【山本大臣】 今日もいろいろご議論をありがとうございます。下村大臣と私の決意もある程度伝わっているのだと思いますし、特にこの懇談会の議論が影響を与えていると思いますが、党内、政府内にもこの新しい研究開発法人についてはいろいろ議論がありますが、やはり今のままではいけない、こういう流れは確実に出てきたと思います。ただ、いろいろな考え方の中で新しい研究開発法人を使うという定義がいろいろ使い分けられていて、独法の中で新しい研究開発法人をつくるという論理立てみたいなものも出てきているので。この後、下村大臣と私とこの件について共同記者会見をやる。過去、文科大臣と科学技術政策担当大臣は必ずしも仲が良かったわけではないのですが、下村大臣のことを尊敬していますし、我々はスクラムを組んでいますから、おそらく初めてだと思いますが共同で記者会見をやりませうけれども、やはり新しい研究開発法人と言ったときは、それは独法という枠組みを超えたところの存在を作ることだということを是非明確にしなければいけないと皆さんのご意見を聞きながら思いました。

それからもう一つ、もう細かい文言のことは申し上げませんが、橋本委員、原山委員がおっしゃっているガバナンス、それから透明性、この辺のところはものすごく大事だと思っています。久間委員もおっしゃった評価の話もそうですが、もっともっと自由にして、いろいろな発想を生み出してもらおうということは大事ですが、同時にもちろん定型的な業務として効率ばか

りを追いかけるのは方向性が違うということはそのとおりですが、やはり資源は有効に無駄遣いなく使うマネジメントは必要なので、そのところはきちっと頭に置いておいたほうがいいのかなと。

評価も、私も課題解決型という同じことを質問しようとしていました。あまり曖昧な形ではなくて、評価は変えなければいけないのですが、あくまで手前味噌にならないようなものを考えていないと、これは国の資源を投入するわけなので、その辺のアカウンタビリティというものを常に考えていくべきであると。もちろん評価でも定型的な業務でなくて、先ほどもおっしゃっていたように長期的、不確実性があるって何が起こるか分からないという世界なので、もともと野間口委員がおっしゃったように独法というコンセプトに合わないという哲学から、エージェンシー制度とは違うというところから始まっているのだと思います。ですから、当然評価については未来についての目利きもその中に入れていかなければならないことは分かりますが、同時にもう1回申し上げますがガバナンス、透明性、それから評価、これは新しい独法ができたとしてもきちっとやるというメッセージを発信していったほうが、これから議論して、この結果を下村大臣と協力して実現していく上では非常に大事なのかなという気がいたしました。

【下村大臣】 では、私も。これは有識者懇談会ということですので、これはこれで有識者の先生方にまとめていただいたものですから良いのではないかとこの前提の上ですが、ただいま山本大臣から話がありましたように、我々は今、党内で新たな研究開発法人制度については反対論が結構あります。その反対論に対してどう説得するかという材料の中で、やはり行財政改革の中で国民の税金をできるだけ無駄なく効率的に有効に使うという中で、独法という枠組みの中で研究開発法人の別枠という話が今ありましたが、独法という枠をはめないと、結果的に研究開発法人が良かれと思ってやっていることであっても、結果的に野放図な税金の使い方になってしまうのではないかと。それはやはり歯止めする必要があるから新たな研究開発法人まで作るのはどうなのかということについては、きちっとした安心を与える反論は作っておかなければいけないと思っています。

これはあるべき研究開発法人で、こういうことをすることが望ましい方向性であるということについては多分反対する人はないと思いますが、問題は何が無駄なのかということであり、制度上の中の歯止めとか透明性とか評価とか、それは一方できちっと作っておかないと反対派の人たちを説得するのは大変かなと私もこれをお聞きしながら感じております。これは事務方に改めて作ってもらう必要があるのではないかと。それをここに入れるのか入れないのかは先生

方の判断ですけれども、入れないとしたら、これは別に作っておかないとなかなか説得するのは難しいのではないかと。

つまり研究開発については何が無駄なのか無駄でないのかということについては、基本的に無駄だと思ったら新しいものは何もできませんから、そういう部分については多分とやかく言っておかないと思います。ただ、制度上の中での歯止めの部分でちゃんと第三者的に、これは明らかに人件費的な観点から、要するに野放図になっている、ルーズになった中での無駄ではないか。研究開発の中での研究分野における、なかなか新たな方向性が見えてこないけれども、それは一つのチャレンジとして、今現在は成果、効果は出ていないけれども次のステップにつながるかもしれないから、それは無駄とはしない。しかし、これは独法的な観点から言うと無駄ではないか。それがチェックできなくなるのではないかと。こういう心配は多分出てきて、それに対する反論はきちっと作っておかないと、党内で説得するのはちょっと大変かなと思って、これは独自に作ってもらう必要があるのではないかと聞いていて思っていました。これについて有識者の方々からご意見等があれば是非お聞かせ願えればと思います。

【門永座長】       ありがとうございます。森田委員。

【森田委員】       私は第1回目にプレゼンをやらせていただきまして、その後どうしても都合が悪くて欠席をして、今回2回目出席しますと、もう結論ができていう状態ですので、そのプロセスについて何か言うつもりはございません。基本的に私が考えていたような方向はこの中に反映されているものと思います。

ただ、今まさに大臣がおっしゃった点ですけれども、独立行政法人という仕組みは効率化を目指すという形で考えられております。元のエージェンシーの仕組みですね。この仕組みそのものは民主的な財政コントロールも含めて、ある意味でいいますと制度的に完結したものになっていると思います。

何を申し上げたいかといいますと、独立行政法人のスキームが研究開発に対してふさわしくないということは1回目で申し上げたとおりでございますけれども、それに代わる法人制度をつくるときに、きちんとしたガバナンスのメカニズムが内部に組み込まれているかどうか。それを今大臣がおっしゃったのだと思いますが、そこのところは非常に重要ではないかと思っております。あくまでも独法の枠の中に置いておくべきであるという意見の中には、やはりその辺の歯止めなく、無駄とは言いませんけれども規律が失われる可能性についての危惧の念があるのではないかと思っております。ここのところをきちんと押さえておかなければならないと

思っておりますが、独立行政法人制度の場合は基本的にアウトプットは現状のままで、インプットをいかに減らすか。前にも申し上げましたが。それによって効率化を図る。そういう形だったと思います。研究開発の場合にはそういう話ではなくて、むしろインプット分のアウトプットの比率の問題であろうかと思っております。したがってその比率が高ければインプットを投入することも無駄ではなくて、それ自体が評価される、そういうスキームだと思っております。

そのことは裏返して言いますと、インプットを減らしたからといってアウトプットの比率が下がった場合は、これは反面においてやはり厳しい評価を入れるという仕組みもあり得ると思っております。これは今の独法でも制度上はないわけではないと思っておりますが、いわゆる法人の存続に関わる問題、きちんとした形で法人の存続もその評価に基づいて決めていくという仕組みも規律の問題として含まれてくるのではないかと考えています。

その意味でいいますと、この評価のあり方といえますのは報告書でいいますと4ページから5ページにかなり詳しく書いてあります。これをもっと詰めていく必要があると思っております。あくまでも財政民主主義の考え方でいいますと、国民の税金を毎年投入するわけですから、それに対してきちんとそれが使われていることは毎年検証していかなければいけない。これが日本の行政財政の制度です。それが研究開発にはふさわしくないということで、それを緩めるということになります。先ほど7年の期間という話がございました。この議論で思い出しますのは、独立行政法人法の通則法が5年であったときに国立大学法人を作るときに5年では短か過ぎるという話で、いろいろあって6年になったという経緯もございます。そうした議論がまた行われるかと思っておりますけれども、その間にどのような形でそれをチェックしていくのか。そうした仕組みをどのような形で組み入れていくかということは、これから詳細な制度設計に入るときには是非きちんと議論していただきたいところだと思っております。

それともう1点申し上げておきますと、独立行政法人制度の基になったエージェンシー制度の場合には、いわゆる政策企画立案というものと実施というものを分けております。企画立案の段階が政治的なプロセスによって目標を決定するとしますと、その目標をいかに達成するかという実施の段階がまさに法人制度で、別な原理を入れることによって効率化を図るという仕組みだったわけです。

その段階におきましては当然のことですが、最初の目標の設定は政治的な判断というものが尊重されるわけですが、その後はまさに経営の論理が支配する分野であり、政治的な関与は極力減らすというのが独立行政法人制度のスキームであると思っております。今回の場合にはそれに対

しまして、研究開発の場合はそうではなくて、むしろ国家戦略に結びつく形で大臣と法人の長との連携を強化するという事です。大臣が二人もいらっしゃる前で言いにくいですが、政治というのはそういう意味でいい方向でのリーダーシップを発揮する場合がありますが、今申し上げましたそもそもの独立行政法人制度の場合には、最初の決定はともかく、あとのプロセスであまり政治が介入することは望ましくないという考え方も存在するわけでございます。このところはもちろんいろいろな意味で、政権交代も含めてですけれども、政治自体が民意であるとか社会環境を反映して敏感に変化するという世界だとしますと、それが安定した研究開発とどのように結びついていくのか。そこのところには、この文章の読み方でいいますと総合科学技術会議が入るのかなと思いますけれども、ワンクッションを置くという仕組みもほかの国では考えられているのではないかと考えております。

このことは非常に重要なことでして、次に関連して申し上げますと、そこでポイントとなりますのは原山先生もおっしゃいましたがマネジメント、ガバナンスの問題だと思えます。独立行政法人の場合も構想としてはそれがありませんでしたが、現実にはなかなかそれがうまくいかないというのがここで批判にもずいぶん書いてあるところです。要するに法人の長の権限と責任が非常に大きくなるわけです。この法人の長は内部におけるガバナンスにおいて強いリーダーシップを発揮し、大きな責任を負うと同時に、外に対しては大臣であるとかほかの世界との関係で、いわば結節点になるような役割を果たさなければいけない。この役割と責任をしっかりと制度の中に設計していくということと、当然のことですが社会的にそういう認識を持ってもらうということ。

最後は、実際に法人の長を務める方は相当大変な職務を担うことになります。そうした方をどのような形で、サポート役の将来のマネージャーも含めてですが、どのような形で養成していくのか。そうしたことをセットで制度設計をしていく必要があると思っております。

これまで欠席しておりましたので、そういう議論がたくさんされたのではないかと思いますけれども、報告書を拝見し、またただいまのご議論を伺っていて思ったところでございます。以上でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。山本大臣。

【山本大臣】 もうちょっと時間があるようなので、申し訳ないですが、もう1回発言させていただきたいと思えます。先ほどちょっとガバナンス、透明性、評価等々についてやや慎重なことを申し上げましたが、今まで大体私は出ましたけれども、ここに来られた有識者の方は

ほとんど新しい研究開発法人を作るべきだという議論が主流でした。今日おられる委員の方もほとんどそういう流れだと思うのであえて申し上げたのですが、下村大臣のおっしゃったとおりだと思いますが、反論はもちろん総合科学技術会議の事務局で今一生懸命ブレインストーミングをしながら作っております。

誤解のないように言っておきますが、十二分に反論できると思っていますし、私はこれを機会に下村大臣にもきちっと乗り出していただいた、二人でスクラムを組んでブレークスルーをしよう。この機会に独法を乗り越えて研究開発法人を作らなければ、なかなかもうこういうチャンスはないと思っております。

先ほど言ったのはバランスの問題であって、確かに独法制度を中心に考えればいろいろ細かい点はあると思いますが、それを言っていたら制度は絶対に変わらないわけです。ここを乗り越えない限りは私は科学技術イノベーションをもたらすような研究開発法人はできないと思います。もともと制度の目的からいっても研究成果を最大化することについてはなされていない。

もう一つ言うならば、いろいろな議論があることは、違う意見も尊重しなければいけないと思いますが、野間口委員もおられたし、OBの方も呼んでお話を聞きましたが、10年以上やってきてもやはり現場で実際に研究開発をやっている方々からいろいろな指摘がなされている。やはりこのままでは先ほど下村大臣が言ったように中国等々の追い上げをもう防げない。こういう状況があるからこの議論が始まったのであって、一つひとつについては反論もしていかなければいけませんし、反論もできると思っていますし、ここを乗り越えていかないと多分このブレークスルーはできないと思っておりますので。1回意見を言ったら、やや慎重に響いているとしたら困るのではっきり言いますが、これは独法の外に出して新しく一步踏み出す。これが下村大臣と私の考え方だということ、すみません、考え方って下村大臣は言っていませんが、まったくそれが我々の考え方だということはもう1回強調しておきたい。そうじゃないと誤解を受けるといけないので。反対の方はいないということなのであえて言ったということだけ申し上げておきたいと思っております。

【門永座長】 橋本委員。

【橋本委員】 経費節約に関してですが、前回、私は大分強く申し上げました。今回それほどクリアに入っていなかったもので、ちょっとこれにはそぐわないのかなと思っていたのですが、今両大臣のお話を伺ったらそうではないようですので、そうすると改めて申し上げさせていただきます。これはそういうことを一つ設けたほうがよろしいのではないかと思います。

というのは、そういうようなことは幾つも現実にはありまして、例えば間接部門の人員数は我が国はほかに比べて多いです。それはなぜかという、その人たちがさぼっているわけではなくて、やはり余計なことがいろいろ多いからです。ここであまり細かく言ってもいけないと思いますが、実際問題としてそういうことがあります。

それから海外出張について。国際化だからどんどん外国に行くようにさせていますが、例えば欧米諸国の一流研究者も年に1回しか海外に行く旅費は使えないのです。それ以外は外から自分で資金を取ってこないといけない。そういうふうになっています。そういうのがほとんどです。

というように、具体的にそういうことはいくつもありますので、それらに対して自己規制をかけるというか、自分たちの中できちっと制度を作るということを明文化したらどうでしょうか。

それで、自分たちでもどんどん厳しくしていくことを明確に出して、しかし研究に対しては自由度を上げていく、そういうふうにするのがよろしいかと思います。

そういうことについては、私もいろいろ自分で経験しております。海外のところも知っていますので、我が国とどういうところが違うのかなど、具体的なことはまた聞いていただければ情報を出せると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**【門永座長】** ありがとうございます。角南委員。

**【角南委員】** 私も前に申し上げたのですが、今度の改革は研究者にとっては非常に厳しい環境になる。これは国際社会と闘わなければいけないということです。加えて、ミッションも明確になりますので、そのミッションにそぐわない研究はもうできないということです。そういう意味ではシステム全体として、新しい研究開発法人全体としてはかなりの効率化が進むということもあります。

**【門永座長】** 「あるべき姿」のところ、今11項目立てていますが、もう一つ増やしてガバナンスについてはっきり述べたほうがいいですね。どのレベルにガバナンスを入れるのか。その項に、原山委員もおっしゃっていた様に、法人の長のマネジメントの話、評価の話も外出して書いたほうがいいかなと思います。その方向でよろしいでしょうか。

はい、ほかにございますか。

大変活発なご議論をありがとうございました。本日いただいたご意見については、座長にご一任いただいて、事務局と相談して改訂していきたいと思います。適宜、個々の委員にまたご

連絡させていただくこともあるかと思いますが、そのときはよろしく願いいたします。

事務局から何か連絡はございますか。

【森本審議官】 この結果につきまして取りまとめられた後、今月末の総合科学技術会議にご報告いただくこととなりますので、どうぞよろしく願いします。

【門永座長】 本日の4回目で終わりですね。

【森本審議官】 これが最終回でございます。

【下村大臣】 これは有識者懇談会ですから有識者の先生方のご判断と思いますが、それとは別に、この後私と山本大臣で記者会見をして、いずれにしてもこの新たな研究開発法人制度を創設するという事は絶対必要なことだと思っております。しかし、先ほど申し上げましたように党内ではこれについて反対論も相当あります。これは二人の大臣が覚悟を持ってしっかり進めるということで決意表明を含めた記者会見をこれからやる予定でございますが、やるからにはしっかりと反対の人たちも「なるほど」と納得するような説得したものも全て用意して、とにかく一任でやってみたらみたいな形ではなくて、そういう独法の枠の中でという人たちもこういう枠組みだったら是非信用しようと思ってもらえるような制度設計という意味では、まだいくつか、先ほどのようなガバナンスの問題等、課題はあると思います。それを座長一任ということであればそれはそれで結構ですが、ただ我々は有識者の先生方に作っていただいたものをしっかりと実現するためにこれから闘っていくという決意を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

【門永座長】 ありがとうございます。この後のまとめは座長と事務方一任でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

以上で予定していた議事は終了いたしました。これを持ちまして本日の懇談会を終了いたします。大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

以上